

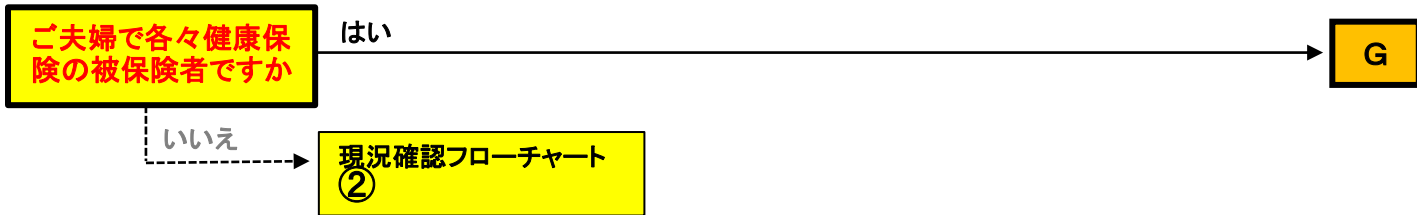
★現況確認 フローチャート

スタート

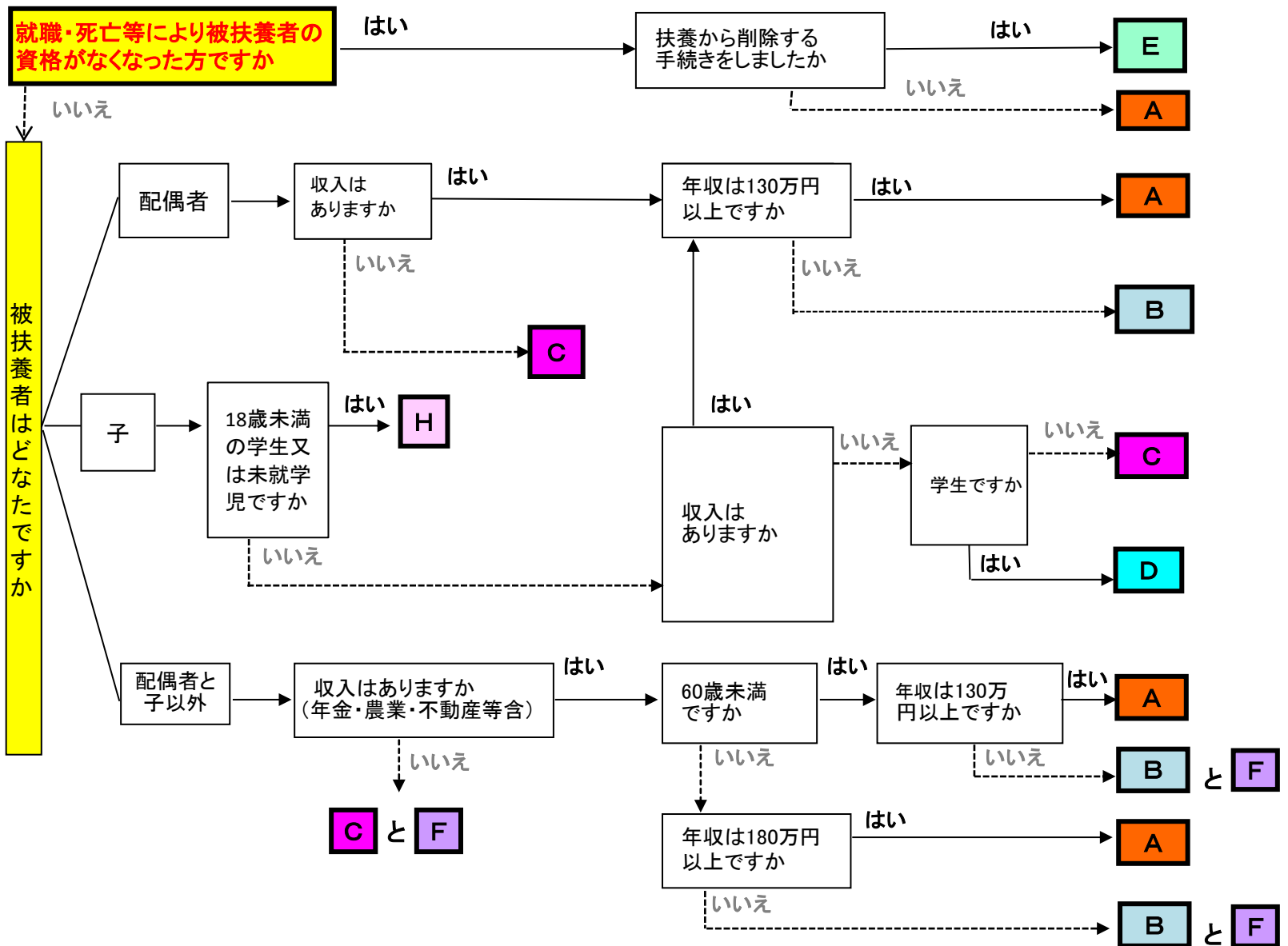
- ・配偶者のある方はフローチャート①→②にお進みください。
- ・配偶者のない方はフローチャート②にお進みください。

□ =ゴール

①調査票に配偶者の記載が無く、お子様等の記載のある方



②調査票に記載されている扶養家族について



※以下に点にご注意ください

- 扶養の対象になる方が失業中の場合、雇用保険受給開始後、雇用保険の基本手当日額3,612円以上の方は被扶養者になれません。
- 扶養の対象となる方が、障害者年金を受給されている場合は年齢に関係なく収入限度が180万円未満となります。